

令和6年5月29日（水）

津島市建設産業部都市計画課

マスタープラン推進室（松尾、菱田）

電話番号 0567-55-9357（ダイヤルイン）

＜議案名＞議案41号（仮称）津島市シビックプライド醸成拠点の設置及び管理に関する条例の制定について

1 制定内容

津島駅周辺は、津島神社や天王川公園を始め古いマチナミを有する歴史や文化的な地域資源が集積するマチナカですが、人口減少に伴い空き家・空地などの都市のスポンジ化が進行し都市活力が低下しています。

こうした地域課題を解決していくため、令和5年3月に寄附を受けた、旧信用金庫の建物と隣接する津島市観光交流センターのほか、両建物を繋ぐ旧駐車場を地域住民や来訪者が交流や賑わい等を創出できるパブリックスペースへの活用に向けて社会実験やワークショップを重ねてきました。

この結果、市民生活や観光において、多様な交流や活動が創出できる（仮称）シビックプライド醸成拠点（以下、「拠点」という。）が求められたところです。

この拠点では、市民や来訪者にとって立ち寄りやすく、居心地の良い空間で賑わいや地域への愛着と誇りを醸成できる新たなマチナカのランドマークとして整備活用していくため、拠点の設置目的、業務、開館日、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者制度による運営を行うための規程等を定めた条例を制定し、民間事業者を募集選定していきます。

2 制定理由

津島（仮称）津島市シビックプライド醸成拠点を設置することに伴い、指定管理者を募集するため、本条例を制定します。

3 施行期日

令和8年4月1日